平成２２年（フ）第６５４号
愛知県岡崎市欠町三田田北通り22の５　イーストガーデンバラ館302、住民票上の住所札幌市白石区北郷９条３丁目５番15―412号
債務者　津田　　泉
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９０号
札幌市厚別区厚別中央５条６丁目５番１号　生活支援ハウスえみな115号
債務者　岡　　道子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２０号
札幌市東区東苗穂９条３丁目16番５号
債務者　藤原　仁恵
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７０号
札幌市西区発寒３条３丁目１番23―302号
債務者　松崎　　隆
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２０号
札幌市白石区南郷通７丁目南１番３号
債務者　高橋　良岳
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２１号
札幌市白石区南郷通７丁目南１番３号
債務者　高橋　洋美
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２３号
札幌市西区宮の沢４条５丁目19番40―808号
債務者　池上　美樹
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２５号
札幌市南区藤野３条４丁目３番16号
債務者　若杉　洋平
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４９号
北海道江別市野幌町69番地の25　三浦アパート２Ｆ左202号
債務者　横山　智子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６０号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番24―206号
債務者　三浦　博幸
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７３号
札幌市西区発寒11条１丁目６番13号
債務者　湯泉　真悟
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７６号
北海道北広島市希望ヶ丘２丁目１番地31、申立時の住所北海道北広島市南町２丁目４番地６
債務者　堀野　留美
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５４号
札幌市南区簾舞２条５丁目７番45号
債務者　阿部　　隆
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６３号
札幌市東区北41条東12丁目１番６号　日の丸パークハイム201号
債務者　三津橋寿行
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７６号
札幌市東区東苗穂12条１丁目３番16号
債務者　小林　義男
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８２号
札幌市西区発寒11条２丁目８番13号　シェーン・パレス205号
債務者　楠木　雅人
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３４号
札幌市豊平区中の島２条７丁目５番23号　ハウス一節201号
債務者　中山　和子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２００号
札幌市北区篠路２条３丁目５番17号　林崎ビル303号
債務者　今野まゆみ（旧姓川口）
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部